

東村山市民スポーツセンターの指定管理者の指定

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和3年11月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市民スポーツセンターの指定管理者の指定

東村山市民スポーツセンターの指定管理者を下記のとおり指定することに議決を得たい。

記

1 施設の名称及び所在地

(名 称) 東村山市民スポーツセンター

(所 在 地) 東京都東村山市久米川町三丁目30番地5

2 指定管理者の候補者の名称等

(名 称) 東村山スポーツプロモーションJ V

(代表構成員) 株式会社東京アスレティッククラブ

東京都中野区中野二丁目14番16号

代表取締役 正村 宏人

(第2構成員) 協和産業株式会社
東京都杉並区上井草二丁目20番12号
代表取締役 樋口 裕幸

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものである。